

ハイヤー・タクシー業におけるその他災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	23~24	客を乗せタクシー運転業務に従事中、料金精算作業の際、乗客である第三者がブレーキの踏み方が悪いと言って暴言を吐いたり、唾を吐きかけたり、右手で運転手の顔面を殴り左顎等に傷を負わせた。	62	50~99
2	3~4	駐車場で強盗に遭い、首を絞められ負傷した。	67	10~29
3	5~6	営業中、男性客1名が降車の際、料金授受のためカード機で決済中に突然、因縁をつけ小銭を投げる等の暴行をはたらきながら車外に出て、同車両のドアを足蹴りをして損害を与えたため、それをとめようと車から外に出たところ、いきなり路上に倒され、顔面を7回位殴られた。	65	100~299
4	12~13	乗務中駅到着時に、知的障害者を連れた介護人が運賃を支払っている時に、後方にいた知的障害者が無言で顔面を殴打した。	54	100~299
6	0~1	勤務中、道路を塞ぐように加害者二人が立っていた。その内の一人がひどく興奮気味に絡んできたので、注意しようとしたらいきなり暴行を受けた。	43	50~99
7	2~3	市内からお客様を乗せ途中前に現れた車が蛇行、急ブレーキ等を行い、交差点を前車に続き左折、左折後車両に急停止され自車も停止。相手が車から降りてきて煽っただろう、窓を開けろと騒いだため仕方なく窓を開けたところ、右手で3回殴られた。	46	100~299

7	20~21	鮮魚作業場にて、マグロを包丁で加工中、左手で包丁の先端を押さえていたが、包丁を握っていた右手を動かした際に包丁が滑り、左手の平の中央部分を刺してしまった。	49	100 ~ 299
7	7~8	本社被害社員が構内に歩いているとき、同じく加害社員が突然後頭部から首の間辺りを殴打したため、白内障を発症した。その少し前にも被害社員が加害社員を前方から足で蹴っており、二人は半年前から口頭ケンカの争いがあったとのことである。	64	300 ~ 499
10	4~5	走行中（タクシー営業中、空車）道路前方をフラフラと歩く男性二人がいた。男性二人が十字路で道路左側に寄ったので、その横を徐行しながら通過した際、うち一人がいきなり車両側面を足で蹴った。蹴った男性を呼び止めようとすぐに停車し、車を降りた際（声を掛けながら近付いた瞬間）、左顔面を殴られ、右足を蹴られ、体を振り回される等の暴行を受けた。暴行者は1人。片言の発言した様子から外国人ではないかと感じた。この暴行により全治1カ月の怪我を負った。男性二人はその場から逃走した。	56	100 ~ 299
10	4~5	営業車にて走行中、車の右側後部のドアを相手に蹴られたので、近くの防犯センターへ相手を連れて行こうとしたところ、相手に左顎を殴られて、受傷した。	46	300 ~ 499
11	21~22	当社乗務員である被災者は、走行中の車内において、男性乗客とトラブルになり後部左側から右足で軽く運転席の背もたれに蹴りを入れられた。これにより、被災者は体に痛みがあるとのこととで病院を受診し、外科で頸椎捻挫の診断、翌日には別の病院で適応障害の診断を受け、治療・通院を開始し、業務を休業した。	48	100 ~ 299
12	0~1	空車でタクシーを走行中、歩道に居た男にジュースの様なものを車にかけられた。車を止め、外に出たところ、男に顔面をなぐられ、その際に左膝を外側へひねってしまった。男は逃走してしまい、面識はない。	53	100 ~ 299
12	5~6	東口よりお客様を乗車し、目的地を告げられ、とりあえず発車した。途中、詳しく場所の確認をした所、言葉のやり取りで口論になり、埒があかず、交番に行こうということになり、また発車・乗車の場所に戻り、車から降りたとき、相手から一方的に暴力をふるわれた。その後、交番の方が来て、当社乗務員は救急車にて搬	55	30 ~ 49

送された。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html